

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第373会計隊長 池田 創平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6HFS1UJ00430		6SWH1A95011 0001					
品名 または 件名							
五十市宿舎量水器等更新							
部品番号 または 規格							
仕様書による							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				0	4	
納地または工事場所			引 渡 場 所				
都城駐屯地五十市宿舎			都城駐屯地五十市宿舎				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
営繕班 鎌田技官			令和9年1月29日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第373会計隊契約班及び西部方面会計隊ホームページに掲載する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月5日（水）10時00分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむ得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」でD等級以上に格付けされている者であること。

(2) 公告の掲示場所

陸上自衛隊都城駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、都城商工会議所及び西部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

(3) 落札決定方法

総額決定（当該所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不鮮明なもの
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(6) 契約書等作成

契約者は決定後、遅滞なく契約金額により契約書を作成する。

(7) その他

- ア 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
- イ 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- ウ 郵送による入札は認めるが令和8年8月4日（火）17時までに必着するように郵送すること。（電話・電報及びFAXは認めない。）
- エ 入札書については、都城駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- オ 市場調査価格（積算内訳を含む）を令和8年8月3日（月）までに提出すること。（任意ではありますが、ご協力願います。）
- カ 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- キ 入札日当日会計隊入札室の入室時間については、09時50分からとする。
- ク 同等品の製品で入札参加を希望するものは、令和8年7月29日（水）13時までに同等品判定依頼書を第373会計隊契約班に提出すること。その判定結果は、令和8年7月31日（金）17時までに書面（FAX含む）により入札参加希望者に回答する。

(8) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 契約班 担当：梅ヶ谷
TEL(0986)23-3944（内線347）
FAX(0986)23-0832
メールアドレス：373fin-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(8) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 管理科 営繕班 担当：鎌田（内線318）

五十市宿舍量水器等更新

件名	五十市宿舍量水器等更新	図面No.	1/4
図名	表紙	縮尺	—
	陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年6月12日

仕 様 書

1 工事件名 五十市宿舍量水器等更新

2 工事場所

- (1) 宮崎県都城市南鷹尾町43街区22号 陸上自衛隊 五十市宿舍1・2号楼
(2) 宮崎県都城市南鷹尾町32街区18号 陸上自衛隊 五十市宿舍3号楼

3 工事概要

- (1) 量水器(直読式)取替 42個
(2) 仕切弁(管材・総手類含む)取替 1個
(3) 試運転調整 一式
(4) 官庁申請 一式

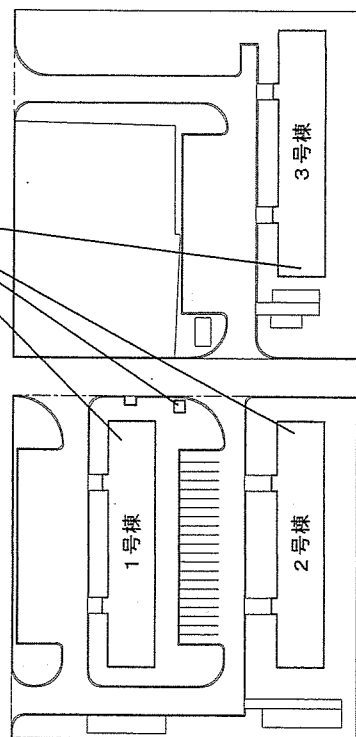
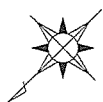
4 一般事項

- (1) 本件において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、次の国土交通省大臣官庁官庁設備部制定標準仕様書による。
・公共建設工事標準仕様書(機械設備工事編) 最新版
・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 最新版
- (2) 本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取合い以上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負者の責任において施工するものとする。
- (4) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において原形復旧するものとする。
- (5) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、請負者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
- (6) 本件に必要な電気及び水は請負者が負担するものとする。
- (7) 本件の工事写真等は、施工前、施工中、施工後、主要な施工段階ごと、隠蔽箇所、完成検査状況、全ての使用材料及び監督官の指示する箇所を撮影し、写真台帳(A4版)に整理の上、監督官に提出するものとする。なお、写真データは工事完了後速実に破棄するものとする。
- (8) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
- (9) 本件に使用する材料はすべて新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。
- (10) 本件で発生する発生材は、金属類については陸上自衛隊都城訓練場(宮崎県都城市都原町7488)に搬入集積し、重量を測定の上、発生材報告書・調書を作成し監督官に提出する。その他の産業廃棄物は、請負者の責任において適切に処分し、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (11) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (12) 請負者は作業開始前に危険予知活動(KY・TBM)を実施し、安全管理を徹底するものとする。
- (13) 請負者は各戸の工事日時、断水時間等を監督官と調整の上、当該宿舍の入居者向けに案内(お知らせ)を配布するものとする。
- (14) 本件に使用する量水器は、次の特記事項で示す同等品以上のもの(他社の製品を含む。)を使用するものとし、同等品を使用する場合は、開札日前までに分任契約担当官へ「同等品判定依頼書(カタログ、承認図及び性能比較表を添付)」を提出し、分任契約担当官より「同等品判定結果通知書」を受領するものとする。

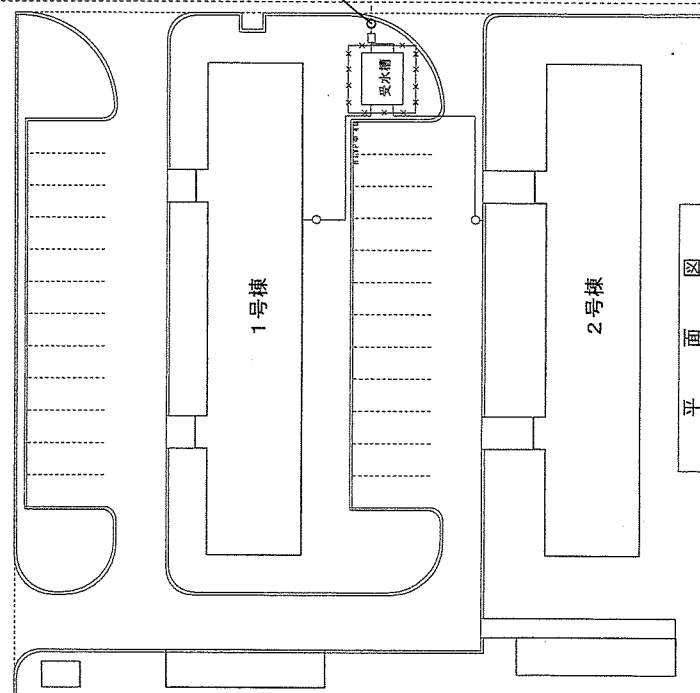
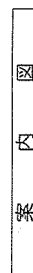
5 特記事項

- (1) 本件で使用する量水器の仕様は次の同等品以上のもの(他社の製品を含む。)とし、量水器取替に必要な消耗品(パッキン類)及び給水管の盛り替え等が必要な場合は、請負者の負担において作業するものとする。
ア 直読式量水器 型式:SD20S-5、SD13S-2
製造所:愛知時計電機(株)
(2) 本件で使用する量水器は、令和8年11月に校正試験を実施したものを使用するものとし、工事完了後、校正証明書各1部を監督官へ提出するものとする。
(3) 本件は都城市指定給水工事が施工するものとし、必要な手続きはすべて請負者側の負担において実施するものとする。
(4) 本件の実施時期は、令和8年12月1日(火)~25日(金)までの間とし、細部実施日時は監督官と調整の上、決定するものとする。

件名	五十市宿舍量水器等更新			図面No.	2/4
図名	仕様書			縮尺	—
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊					
令和8年6月12日					

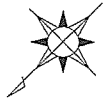


☐ 否
☐ 是
☐ 否

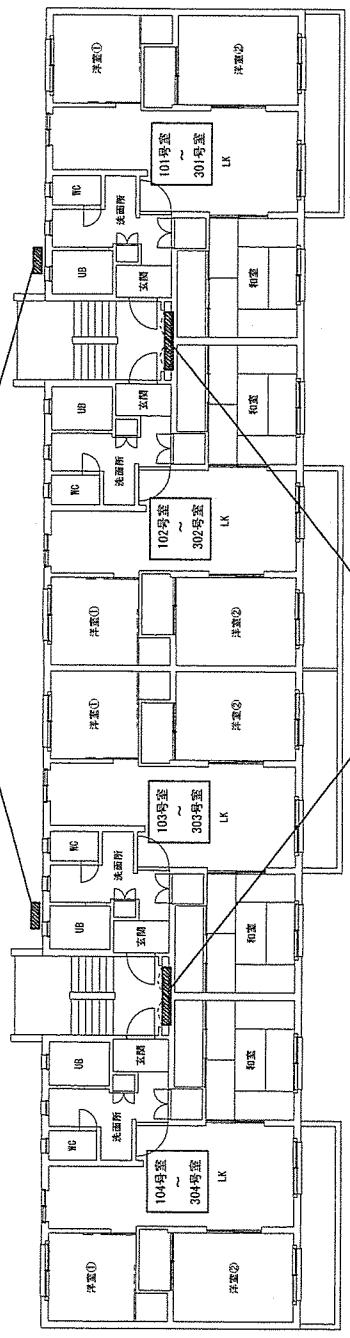


水面図

件 名	五十市宿舍量水器等更新	図面 №	3/4
図 名	案内図・配置図・平面図	縮 尺	1/X
陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊			
令和8年6月2日			

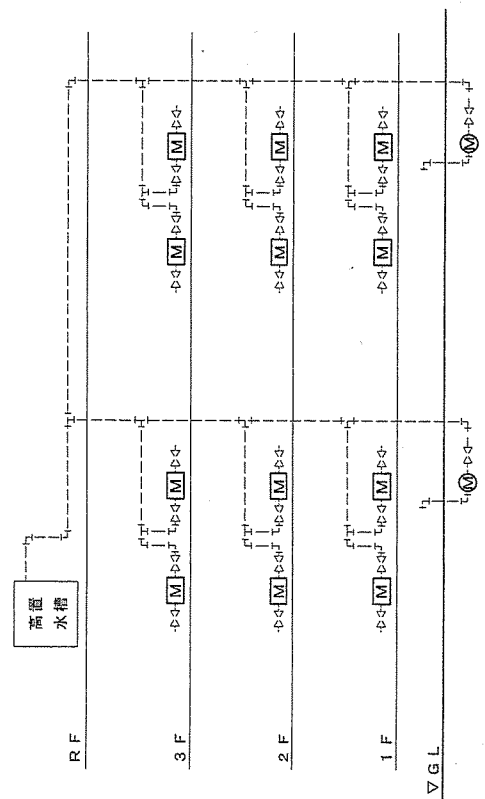


【共用（足洗場）】乾式単箱型量水器（13A）取替 × 6個（各棟2個）



【P S内】乾式複箱型量水器（20A）取替 × 36個（各戸）

五十市宿舎（1～3号棟）平面図



【凡 例】

■ M : 乾式複箱型量水器（20A）取付 × 36個（各戸）

■ M : 乾式単箱型量水器（13A）取付 × 6個（共用）

五十市宿舎（1～3号棟）立管系統図

件 名	五十市宿舎量水器等更新	図面No.	4/4
図 名	五十市宿舎（1～3号棟）平面図、立管系統図	縮 尺	1/150
	陸上自衛隊 都城駐屯地業務隊		令和8年 6月12日

同等品判定依頼書

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第373会計隊長 池田 創平 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担 当
連 絡 先

下記の応札（見積）品が調達要求物品と同等であることを判定願います。

記

品番	品名	規格	申請規格	備考

添付書類等：別紙
(カタログ等諸元が判断可能なもの)

同等品判定結果通知書

令和 年 月 日

殿

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第373会計隊長 池田 創平

上記応札（見積）品について、次のとおり判定する。

承認する
判定：同等品として
承認しない

上記申請について、次のとおり確認した。

分任物品管理官等記入欄	要求元記入欄
要求元の所見を確認した。 確認年月日：	仕様及び物品番号・品名との適合を確認した結果 同等品として（認める、・認めない） 確認年月日： 確認者所属・階級・氏名：

（注）押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。